

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

情 公 第 3 号
平成 19 年 4 月 11 日

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁 殿

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第8条に定める本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、新たな総合計画に係る県民意識調査に係る本人外収集について御審議していただきたく諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	4 6
所 管 室 課 所 名	政策課			
主 管 室 課 名	政策課			
事 務 の 名 称	新たな総合計画に係る県民意識調査事務			
事務の根拠法令等	(答申後、実施要領等作成予定)			
事務の目的	新たな総合計画の策定にあたり、本県の政策に関する県民の意識やニーズを的確に把握し、新たな総合計画に反映させるために、意識調査を行う。			
対象となる個人の類型	アンケート調査対象者のうち、外国人登録者の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名（通名を含む。）、住所、年齢			
本人以外から収集する場合の収集先	県内市町村			
理由（本人以外から収集する必要性等）	<p>外国籍県民を含む県内在住の満20歳以上の男女3,000人を無作為に抽出し、県政全般に係る政策及び施策に関する県民の意識やニーズを統計的に把握することにより、新たな総合計画策定にあたっての基礎資料を得ることとしている。このため、外国籍県民については、外国人登録法に基づく外国人登録原票から必要事項を抽出することが、事務の実施（調査票の送付）に必要であるため。</p>			
条例第8条第5項の規定による本人通知	■する □しない (しない理由)			

個情審議第227号
平成19年4月12日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年4月11日付け情公第3号をもって諮問のありました、「新たな総合計画に係る県民意識調査事務」に係る個人情報の本人外収集の取扱いについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、上記事務の実施に当たっては、当該個人情報の厳正な管理に万全を期するよう要望します。

(2) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

広 第 3 号

平成19年4月23日

神奈川県個人情報保護審議会

会 長 兼 子 仁 殿

神奈川県知事

松 沢 成 文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報
保護条例第8条に定める本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、県
民意識調査の実施に係る本人外収集について御審議していただきたく諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	類型	※案件番号	47
所管室課所名	各室課所			
主管室課名	広報県民課			
事務の名称	県民を対象とする調査の実施に関する事務			
事務の根拠法令等	広聴事業実施要領等			
事務の目的	社会経済環境の変化に伴い多様化する意識・価値観等の変化について、県民を対象とする調査を行い、県民ニーズを的確に把握し、施策立案の参考とする。			
対象となる個人の類型	調査対象者のうち、外国人登録者の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名(通名を含む。)、住所、年齢			
本人以外から収集する場合の収集先	県内市町村			
理由(本人以外から収集する必要性等) 県民ニーズを的確に把握し、県の施策の立案や推進に反映させるため、外国籍県民を含む県内在住者(県民ニーズ調査の場合、満20歳以上の男女3,000人)を無作為に抽出し、県民の意識・価値観等を調査するに当たり、外国籍県民については、外国人登録法に基づき市町村が管理する外国人登録原票から必要事項を抽出することが事務の実施(調査票の送付)に必要なため。				
条例第8条第5項の規定による本人通知 ■する □しない (しない理由)				

平成19年5月14日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年4月23日付け広第3号をもって諮問のありました、「県民を対象とする調査の実施に関する事務」に係る個人情報の本人外収集の取扱いについては、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 当該個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 2 今回諮問された事項に該当する事案については、今後、類型として取り扱うので、本審議会への諮問は要しないが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重に対応すること。

(3) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

情公第9号

平成19年7月11日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別
添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	4 8
所 管 室 課 所 名	土地水資源対策課				
主 管 室 課 名	土地水資源対策課				
事 務 の 名 称	桂川流域生活排水処理方法実態調査に関する事務				
事務の根拠法令等	桂川流域生活排水処理方法実態調査実施要領				
事務の目的	相模川水系の県外上流域（桂川流域）に設置されている生活排水処理施設の実態を把握することにより、県外上流域における今後の生活排水対策を検討するための基礎資料とすることを目的に調査するものである。				
対象となる個人の類型	山梨県桂川流域市町村（富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村）内に単独及び合併処理浄化槽を設置している者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	氏名、住所、電話番号、居住状況、浄化槽の規模・種類				
本人以外から収集する場合の収集先	山梨県				
<p>理由（本人以外から収集する必要性等）</p> <p>本事務は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられており、今後、県外上流域の生活排水対策を検討していくための基礎資料とすることを目的に実施する調査に係る事務である。</p> <p>そのうち、単独及び合併処理浄化槽の実態把握に関する調査は、山梨県が浄化槽法第5条に基づき行っている浄化槽設置届出事務で保有している台帳を神奈川県に提供し、神奈川県で台帳を整理する調査である。</p> <p>このような情報は、本来、桂川流域に住むすべての住民に聞き取り調査等をして収集するものであるが、桂川流域に浄化槽を設置している者は多数おり（参考：桂川流域（11市町村）の合併処理浄化槽整備状況は平成17年度末現在で34,689人）、本人から収集することは事務の性質上困難である。また、調査は任意であり正確な情報を把握することも困難であることから、山梨県から浄化槽設置届出事務に関する個人情報を収集する必要があるため。</p>					
<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>（しない理由）通知を要する対象者が多数おり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないため。（類型3）</p>					

個人情報審議第231号
平成19年7月19日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年7月11日付け情公第9号をもって諮問のありました「桂川流域生活排水処理方法実態調査に関する事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、必要最小限とすること。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 3 本事務に係る個人情報の取扱いについて、山梨県内で周知がなされるよう、山梨県に協力を求めること。

(4) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

情公第10号

平成19年7月11日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別
添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※教育委員会も同様に諮問しています。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個別	※案件番号	49
所 管 室 箇 所 名	総務課				
主 管 室 課 名	総務課				
事 務 の 名 称	職員等からの内部通報及び相談に関する事務				
事 務 の 根 拠 法 令 等	公正・透明な職場づくり推進要綱				
事 務 の 目 的	職員等からの内部通報又は相談を受け付け、実施機関が保有する通報（相談）対象者の個人情報を含む資料の分析結果や、関係者への事情聴取等の調査（収集）に基づき、必要な措置を講ずることにより、円滑な職場運営や適正な事務の執行等を図る。				
対象となる個人の類型	通報（相談）対象者等				
本人以外から収集する個人情報の項目名	通報（相談）内容の処理に最低限必要となる個人情報				
本人以外から収集する場合の収集先	各実施機関及び関係者				
理由（本人以外から収集する必要性等） 職員等からの内部通報及び相談について、公正で適切な対応を図るためには、実施機関から資料の提出を求めたり、関係者への事情聴取を行う等により、真偽を明らかにする必要があるため。					
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）内部通報や相談があった事実を本人（通報対象者、相談対象者等）に通知することは、事実の隠ぺいや、場合によっては人権侵害につながりかねない恐れがあるなど、業務の円滑な実施に支障が生じるため。（条例第8条第5項ただし書の規定に基づく類型1に該当）					

個情審議第232号
平成19年7月19日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年7月11日付け情公第10号をもって諮問のありました「職員等からの内部通報及び相談に関する事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、必要最小限とすること。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。

(5) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

情公第11号

平成19年7月11日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※ 公安委員会及び警察本部長を除く11実施機関も同様に諮問しています。また、教育委員会は総務部総務課から、知事又は教育委員会を除く9実施機関は総務部総務課及び教育局総務課から本人外収集することとなります。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	50
所管室箇所名	各室課所			
主管室課名	総務課			
事務の名称	職員等からの内部通報及び相談に関する事務			
事務の根拠法令等	公正・透明な職場づくり推進要綱			
事務の目的	職員等からの内部通報又は相談に関する個人情報の提供を、公正・透明な職場づくり相談窓口（教育委員会）から受け（収集）、問題処理に必要な資料の提供や事情聴取等に協力し、円滑な職場運営や適正な事務の執行等を図る。			
対象となる個人の類型	通報（相談）対象者等			
本人以外から収集する個人情報の項目名	通報（相談）対象者及び関係者の氏名、相談（通報）の概要などの個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	教育局総務課			
理由（本人以外から収集する必要性等） 職員等からの内部通報又は相談に関する個人情報について、もうひとつの受付窓口（公正・透明な職場づくり相談窓口）である教育委員会（教育局総務課）から提供を受けることにより、本人以外から収集することとなる場合があるため。				
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）内部通報や相談があった事実を本人（通報対象者、相談対象者等）に通知することは、事実の隠ぺいや、場合によっては人権侵害につながりかねない恐れがあるなど、業務の円滑な実施に支障が生じるため。（条例第8条第5項ただし書の規定に基づく類型1に該当）				

個情審議第234号
平成19年7月19日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年7月11日付け情公第11号をもって諮問のありました「職員等からの内部通報及び相談に関する事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、必要最小限とすること。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。

(6) 条例第9条に基づく目的外利用の制限

企 総 第 3 2 号

平成19年6月29日

神奈川県個人情報保護審議会

会 長 兼 子 仁 殿

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 小林 勲

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項に定める個人情報の目的外利用について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第9条1項第5号の規定に基づき、長期水需要予測に伴う水使用実態調査の事務に係る個人情報の目的外利用について御審議いただきたいので諮問いたします。

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	13
所管室課所名	企業庁水道電気局業務課、各水道営業所			
主管室課名	企業庁水道電気局業務課			
事務の名称	長期水需要予測に伴う水使用実態調査の事務			
事務の根拠法令等				
事務の目的	平成22、23年度の水利権の更新にあたり、県営水道の長期水需要予測を行うため、平成19年度に県営水道区域における水使用の実態調査を実施し、水需要構造の解析を行うもの。			
対象となる個人の類型	県給水区域における上水道使用者の個人情報			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	氏名、住所、給水目的の区分（家事用）、使用水量			
利用・提供の相手方	企業庁水道電気局計画課			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等） 水使用実態調査は、県給水区域内における上下水道利用者から無作為に送付先を抽出した上で、アンケートを送付し、アンケートの結果に基づき水需要構造の解析を行うものであるが、アンケートの実施方法としてポストに直接投函する方法や住民基本台帳などから情報を収集する方法を検討したが、アンケート送付先の抽出基準として一定の条件（個人需要家であることなど）を付する必要があることから、アンケートの送付先を抽出するにあたって、上下水道料金管理事務のために給水開始時に本人から収集した既存の個人情報（氏名、住所）を活用の方が合理的であると考えられたため、この個人情報を本調査で使用するものです。 また、アンケート結果に基づく解析時に、生活の変化に伴う使用水量の推移の把握が必要なため、料金徴収事務のため収集した検針データについても同様に使用するものです。				
条例第9条第2項の規定による本人通知 ■する □しない アンケートの送付にあたり、本人への通知も併せて行う。				

個情審議第246号
平成19年7月19日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 小林 勲 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

公営企業管理者の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成19年6月29日付け企総第32号をもって諮問のありました「長期水需要予測に伴う水使用実態調査の事務」に係る個人情報の目的外利用については、審議の結果、本事務により利用する個人情報は必要最小限とすることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(7) 条例第10条に基づくオンライン結合による提供の制限

平成19年6月29日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県警察本部長

神奈川県個人情報保護条例第10条に定めるオンライン結合による提供について
(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案について、御審議いただきたく諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	類型	※案件番号	3
所管室課所名	広報県民課、各所属			
主管室課名	広報県民課			
事務の名称	広報事務			
事務の目的	警察広報活動を能率的かつ効果的に運営するため。			
オンライン結合の内容	公開捜査の対象である重要事件について、被疑者の映像、写真、身体特徴等及び被害者等本人や保護者等の同意を得た氏名、身体特徴等の警察情報を提供し、被疑者の早期逮捕、同種犯罪の発生防止を図るとともに、被害者等の早期発見による生命、身体等の保護を図るもの。			
対象となる個人の類型	重要事件の被疑者及び被害者等(被害者及び被害者の可能性がある者並びに被害者か否か不明な重傷者及び所在不明者)			
提供する個人情報項目名	被疑者の画像、写真、音声、身体特徴等 被害者等の氏名、画像、写真、音声、身体特徴等			
提供の相手先	インターネット利用者			

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成19年6月29日付けをもって諮問のありました「広報事務」に係る個人情報の提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネットに接続するという特定の形態により、県警察の各所属において、公開捜査の対象とされている重要事件に係る捜査情報を県民等に提供するに際して、被疑者及び被害者等の個人情報を取り扱うものであるが、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付ける。

したがって、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問は要しないが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重に対応すること。

2 類型適用の要件

インターネットを活用したオンライン結合については、提供の相手先であるインターネット利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であることから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 「県警察のホームページに警察情報を掲載する場合の個人情報保護のガイドライン」を遵守すること。
- (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。
- (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

(8) 条例第6条に基づく取扱いの制限、条例第8条に基づく本人外収集の制限及び
条例第9条に基づく目的外利用の制限

平成19年10月15日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県警察本部長

警察本部長の保有する神奈川県個人情報保護条例第6条に定める取扱制限
事項に係る個人情報の取扱い、同条例第8条に定める本人外収集及び本人
通知の省略並びに同条例第9条に定める目的外利用及び本人通知の省略に
ついて(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例(平成17年神奈川県条例第81号)第6条、
第8条第3項第7号及び第9条第1項第5号の規定に基づき別添事案について御審議い
ただきたく諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個 別	※案件番号	1 2
所 管 室 課 所 名	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属			
主 管 室 課 名	監察官室			
事 務 の 名 称	職員の身上指導に関する事務			
事務の根拠法令等	神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱 身上把握及び地域警察における業務管理の徹底等について（通達）			
事 務 の 目 的	職員個々の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援を実施することにより、職員による非違事案を未然に防止し、業務を適正に推進するため。			
対象となる個人の類型	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （職員等の思想、信条） 2 宗教 （職員等が信仰する宗教名） 3 人種及び民族 （職員等の人種及び民族） 4 犯罪歴 （職員等の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）	<p>警察本部長が、警察職員個々の身上に関する事項の把握及び指導等を実施するにあたり、これらを適正に行うため、職員が抱える心配ごとや困りごと等についてきめ細かく職員の身上を把握し、指導する必要があることから、職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者の思想及び信条等を取り扱う場合がある。</p> <p>身上の把握及び指導等は、職員による非違事案を未然に防止し、業務を適正に推進することを目的として、職員及びその家族の理解と信頼関係に基づき実施されており、職員自ら又はその家族が身上に関する事項を申告したり、指導等担当者等が担当する職員の身上に関する事項を認知したりする中で、思想及び信条等の取扱制限事項に関する個人情報を取り扱う場合もある。</p>			

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個 別	※案件番号	1 3
所 管 室 課 所 名	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属			
主 管 室 課 名	監察官室			
事 務 の 名 称	職員の身上指導に関する事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱 身上把握及び地域警察における業務管理の徹底等について（通達）			
事 務 の 目 的	職員個々の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援を実施することにより、職員による非違事案を未然に防止し、業務を適正に推進するため。			
対象となる個人の類型	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者			
本人以外から収集する個人情報の項目名	職員が警察業務を適正に推進するにあたり影響を及ぼすと考えられる職員の身上に関する個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	職員の家族及びその他の関係者（職員の身上に関する個人情報を保有する者）			
理由（本人以外から収集する必要性等） 職員の身上を把握する指導等担当者等は、本人が申告する身上に関する情報のみではなく、本人が申告しづらい情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、職員が警察業務を適正に推進する上で必要な職員個々の身上に関する事項をきめ細かく把握するため、職員やその家族等の個人情報を本人以外から収集する必要がある。				
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）収集の事実を本人に通知することにより、本人が疑心暗鬼を生じるとともに、事案の隠蔽を図るなど、身上把握に関する事務の適正かつ円滑な実施に支障が生じるため。				

(第3号様式)

条例第9条第1項第5号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個 別	※案件番号	1 1
所 管 室 課 所 名	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属			
主 管 室 課 名	監察官室			
事 務 の 名 称	職員の身上指導に関する事務			
事務の根拠法令等	神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱 身上把握及び地域警察における業務管理の徹底等について（通達）			
事 務 の 目 的	職員個々の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援を実施することにより、職員による非違事案を未然に防止し、業務を適正に推進するため。			
対象となる個人の類型	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者			
目的外に利用・提供した個人情報の内容	職員が警察業務を適正に推進するにあたり影響を及ぼすと考えられる職員の身上に関する個人情報			
利用・提供の相手方	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等） <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長が、警察職員個々の身上に関する事項の把握及び指導等を実施するにあたり、これらを適正に行うため、職員及び職員の家族等職員の身上に係る情報を犯罪捜査、警察相談事務等で収集した場合に、これを職員の身上指導に関する事務に利用する場合がある。 ○ 警察職員が、警察業務を適正に推進する上で、その障害となるような職員の身上に関する事項については、警察組織全体であらゆる機会に把握し、職員による非違事案を未然に防止する必要があることから、犯罪情報の収集や職員の家族等から相談を受理した場合等には、本人の同意を得た場合に限らず、職員の身上に関する事項の把握及び指導等を適正に行うために利用する必要がある場合もある。 ○ 当該個人情報を利用しないと、職員の身上に関する事項の把握及び指導等を行う県警察の部署が、改めて関係者等から情報を収集しなければならず、迅速に対応しなければならない職員の身上関係事案があった場合に、その機会を失し、事務に支障が生じることとなる。 ○ 職員の身上指導に関する事務を担当するのは、所属長が指定した幹部職員に限られ、みだりに当該個人情報公開されるおそれはないと考えられる。 				
条例第9条第2項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）本人に通知することで、適正な身上把握に支障が生じるとともに、職員本人に対する迅速かつ適切な指導による、非違事案の未然防止のための事務の円滑な実施を困難にする。				

個情審議第249号

平成19年11月8日

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、平成19年10月15日付けをもって諮問のありました「職員の身上指導に関する事務」に係る個人情報の取扱いの制限については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により取り扱う個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 3 本事務に係る個人情報の取扱いにより、不当な差別を行わないなど、基本的人権に配慮した対応を行うこと。
- 4 本事務に係る個人情報の取扱いにおいて、慎重な取扱いを要すると判断した場合は、審議会に報告を行うなど慎重な対応を心掛けること。

個情審議第250号

平成19年11月8日

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年10月15日付けをもって諮問のありました「職員の身上指導に関する事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 3 本事務により条例第6条で定める取扱いの制限に係る個人情報を収集する場合は、その取扱いの必要性及び収集する個人情報の範囲について、慎重に検討した上で行うこと。

個情審議第251号

平成19年11月8日

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、平成19年10月15日付けをもって諮問のありました「職員の身上指導に関する事務」に係る個人情報の目的外利用については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により利用する個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。

(9) 条例第8条に基づく本人外収集及び本人通知の省略の制限

情 公 第 2 1 号

平成19年11月2日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、
別添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

		区 分	個別	※案件番号	5 1
所 管 室 課 所 名	総務部総務課				
主 管 室 課 名	総務部総務課				
事 務 の 名 称	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務				
事 務 の 根 拠 法 令 等	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応に関する要綱				
事 務 の 目 的	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応を適切に行い、公正な職務の遂行を図る。				
対象となる個人の類型	働きかけた者、働きかけの内容に係る者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	働きかけた者、働きかけの内容に係る者の氏名、働きかけの内容等の個人情報				
本人以外から収集する場合の収集先	他の実施機関の総務課長等又は所管部局等の長				
理由(本人以外から収集する必要性等)					
<p>総務部総務課が、本制度の全庁的な所管課として、記録票の公表や、所管部局等の長の判断に疑義がある時の相談窓口となっているため。</p>					
<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(しない理由) 働きかけを受けた職員は、働きかけをする相手に当該制度の仕組みを説明するという努力義務が当該要綱第7条に規定されており、他の実施機関又は総務部総務課が本人外収集することについても、その中で説明することとなるので、類型4に該当し、通知しない。</p> <p>また、働きかけの内容に係る者については、直接接触しないことから、説明の機会がなく本人に通知する方法もないため通知しない。</p> <p>なお、インターネットその他の方法を用いて、当該制度の仕組みを広報する中で、他の実施機関又は総務部総務課が本人外収集することについては周知する。</p>					

平成19年11月8日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、平成19年11月2日付け情公第21号をもって諮問のありました「職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。

(10) 条例第8条に基づく本人外収集及び本人通知の省略の制限

情 公 第 2 2 号

平成19年11月2日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別
添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※公安委員会及び警察本部長を除く 11 実施機関も同様に諮問しています。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	52
所 管 室 箇 所 名	各 部 局 総 務 課			
主 管 室 課 名	総 務 部 総 務 課			
事 務 の 名 称	職 務 の 公 正 な 遂 行 を 妨 げ る 働 き か け へ の 対 応 事 務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	職 務 の 公 正 な 遂 行 を 妨 げ る 働 き か け へ の 対 応 に 関 す る 要 綱			
事 務 の 目 的	職 務 の 公 正 な 遂 行 を 妨 げ る 働 き か け へ の 対 応 を 適 切 に 行 い 、 公 正 な 職 務 の 遂 行 を 図 る 。			
対 象 と な る 個 人 の 類 型	働 き か け た 者 、 働 き か け の 内 容 に 関 係 す る 者			
本 人 以 外 か ら 収 集 す る 個 人 情 報 の 項 目 名	働 き か け た 者 、 働 き か け の 内 容 に 関 係 す る 者 の 氏 名 、 働 き か け の 内 容 等 の 個 人 情 報			
本 人 以 外 か ら 収 集 す る 場 合 の 収 集 先	他 の 実 施 機 関 に 所 属 す る 働 き か け を 受 け た 職 員			
理由（本人以外から収集する必要性等） 他 の 実 施 機 関 の 職 員 か ら の 働 き か け に 関 す る 報 告 又 は 記 録 票 の 提 出 を 受 け る こ と に よ り 、 働 き か け た 者 、 働 き か け の 内 容 に 関 す る 個 人 情 報 を 、 本 人 以 外 か ら 収 集 す る こ と と な る 場 合 が あ る た め 。				
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）働きかけを受けた職員は、働きかけをする相手に当該制度の仕組みを説明するという努力義務が当該要綱第7条に規定されており、他の実施機関又は総務部総務課が本人外収集することについても、その中で説明することとなるので、類型4に該当し、通知しない。 また、働きかけの内容に関係する者については、直接接触しないことから、説明の機会がなく本人に通知する方法もないため通知しない。 なお、総務部総務課が、インターネットその他の方法を用いて、当該制度の仕組みを広報する中で、他の実施機関又は総務部総務課が本人外収集することについては周知する。				

平成19年11月8日

神奈川県知事

松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条第5項の規定に基づき、平成19年11月2日付け情公第22号をもって諮問のありました「職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務」に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。

(11) 条例第8条に基づく本人外収集の制限

情 公 第 2 3 号

平成19年11月2日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき、別
添事案に係る本人外収集について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

※公安委員会を除く12実施機関も同様に諮問しています。

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	類型	※案件番号	5 3
所 管 室 箇 所 名	全所属			
主 管 室 課 名	情報公開課			
事 務 の 名 称	相談			
事務の根拠法令等				
事務の目的	相談内容を正確に把握し、適切な助言等を行うため			
対象となる個人の類型	相談者以外の個人			
本人以外から収集する個人情報の項目名	相談内容の処理に最低限必要となる個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	相談者 <u>並びに各実施機関及び関係者</u>			
<p>理由（本人以外から収集する必要性等）</p> <p>相談の内容に相談者以外の個人情報を含む場合、相談者以外の個人情報を含む相談内容を正確に把握することなしには、適切な助言等を行うという相談業務の目的を達成することができない。</p> <p>なお、相談については、既に適用除外事項（類型）があることから、次のとおり、既存の適用除外事項（類型）を変更する。</p> <p>「各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合、<u>他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合</u>」</p>				
<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>（しない理由）第三者（相談対象者等）に相談者本人等が知らせたくないと考える情報を知らせることになるとともに事務の円滑な実施を困難にする場合は通知しない。（類型2に該当）</p>				

神奈川県知事
松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第7号の規定に基づき、平成19年11月2日付け情公第23号をもって諮問のありました「相談」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、公安委員会を除く13の実施機関が各種相談を実施する際、相談者以外の個人情報を含む相談内容を正確に把握することなしには、適切な助言等を行うという相談業務の目的を達成することができないことから、他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合に、個人情報を本人外収集するというものであるが、このような取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないこと又既存の類型として「相談」があることから、既存の類型に文言を追加することで、これらを包括した新たな「類型」として位置付ける。

したがって、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問は要しないが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重に対応することとする。

2 類型適用の要件

各種相談に付随する調査事務に係る個人情報の取扱いについては、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にした上で、個人情報を収集する範囲等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 本事務による個人情報の収集は、相談対象者が職員等の場合に限ること。
- (2) 本事務により相談者の個人情報を本人外収集することについては、本人の同意に基づく場合を原則とするが、本人の同意を得ずに本人外収集する場合は、本審議会に諮問をするなど条例第8条第3項ただし書の規定に基づき慎重に対応すること。
- (3) 本事務により個人情報を利用し、又は提供することについては、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲内で利用し、又は提供することを原則とするが、取扱目的以外の目的に利用し、又は提供する場合は、条例第9条第1項ただし書の規定に基づき慎重に対応すること。

(12) 条例第10条に基づくオンライン結合による提供の制限

平成19年10月30日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県病院事業管理者

病院事業庁長 塚 秀人

病院事業管理者が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事
案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個 別	※ 案件番号	9
所 管 室 課 所 名	こども医療センター			
主 管 室 課 名	こども医療センター			
事 務 の 名 称	医用画像情報システム管理運営事務			
事 務 の 目 的	<p>① 連携医療施設（横浜市立大学附属病院又は自治医科大学附属病院）の放射線診断医（以下「診断医」という。）へ相談することで、画像診断の質向上を図るため。</p> <p>② 依頼元若手診断医が遠隔画像診断の所見結果を見ることで、結果として診断医の育成に役立てるため。</p> <p>③ 施設間における時間別、専門別の業務量を均一化することができるようになり、限られた診断医の有効活用につなげるため。</p> <p>④ 従来 of 施設間連携で行われている検査画像のメディアやフィルムでの運搬による紛失・漏えいの危険性を回避するため。</p>			
オ ン ラ イ ン 結 合 の 内 容	<p>遠隔画像診断を実施するため、当センターの画像サーバと連携医療施設の端末をオンライン結合することで、次のとおり個人情報を提供する。</p> <p>① 画像情報データ等の個人情報を遠隔画像診断依頼を受けた診断医に一定期間（14日間）提供する。</p> <p>② 当センターの画像サーバにある画像診断用フォルダのフォルダ名に放射線診断医の氏名を用いることで、当該氏名を本人に提供する。</p>			
対 象 と な る 個 人 の 類 型	遠隔画像診断の対象となる患者及び本事務に携わる放射線科診断医			
提 供 す る 個 人 情 報 の 項 目 名	<p>① 遠隔画像診断の対象となる患者の氏名、性別、患者ID、生年月日、検査目的、検査画像、検査画像に対する過去の所見及び遠隔画像診断による所見</p> <p>② 連携施設の放射線診断医の氏名</p>			
提 供 の 相 手 先	横浜市立大学附属病院又は自治医科大学附属病院に所属する遠隔画像診断依頼を受けることができる診断医又は遠隔画像診断依頼を受けた診断医			

個情審議第278号
平成19年11月8日

神奈川県病院事業管理者
病院事業庁長 堺 秀人 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

病院事業管理者の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成19年10月30日
付けをもって諮問のありました「医用画像情報システム管理運営事務」に係るオンライ
ン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提と
して、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務に係るオンライン結合による個人情報の提供は、本人又は保護者の同意を得た上で行うこと。
- 2 本事務に係るオンライン結合による個人情報の提供は、「オンライン結合の基準」を満たす保護措置を明記した覚書等を、提供の相手方と結んだ上で実施すること。
- 3 本事務に係る個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。
- 4 本事務に係るオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くこと。

(13) 条例第6条に基づく取扱いの制限及び条例第8条に基づく本人外収集の制限

平成19年10月30日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 殿

神奈川県教育委員会

委員長 平出 彦仁

教育委員会の保有する神奈川県個人情報保護条例第6条に定める取扱い制限事項に係る個人情報の取扱い及び条例第8条に定める本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条及び第8条第3項第7号の規定により、諮問します。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※案件番号	1 2
所 管 室 課 所 名	高校教育課、子ども教育支援課、各県立高等学校、各特別支援学校			
主 管 室 課 名	高校教育課			
事 務 の 名 称	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務			
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第32条 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項、第23条第1号、同条第3号、同条第5号及び第32条 ・ 学校教育法第28条第3項、同条第6項及び第51条 			
事 務 の 目 的	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員を把握し、起立するよう指導を行うため			
対象となる個人の類型	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員			
取り扱う個人情報	<p>1 思想、信条 (県立高校等の入学式、卒業式の国歌斉唱時に起立しなかった事実及び当該教職員の氏名、校長による指導の経過)</p> <p>2 宗教 ()</p> <p>3 人種及び民族 ()</p> <p>4 犯罪歴 ()</p> <p>5 社会的差別の原因となる社会的身分 ()</p>			
<p>理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）</p> <p>県立高校等の入学式、卒業式は、学習指導要領に基づき、儀式的行事として行なわなければならない。生徒を指導する立場にある教職員は、職務として、入学式、卒業式における国歌斉唱時には起立することを求められている。</p> <p>高校教育課、子ども教育支援課は、入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員に校長とともに起立指導を行う際に、繰り返し起立しなかったか否かの情報も指導を行ううえで必要であり、国歌斉唱時に起立しなかった教職員の氏名、不起立であった事実を確認した日時、不起立であった事実の確認、校長による指導の経過を毎年度継続して収集する必要がある。</p>				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

		区分	個別	※案件番号	27
所管室箇所名	高校教育課、子ども教育支援課、各県立高等学校、各特別支援学校				
主管室課名	高校教育課				
事務の名称	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務				
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第32条 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項、第23条第1号、同条第3号、同条第5号及び第32条 ・ 学校教育法第28条第3項、同条第6項及び第51条 				
事務の目的	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員を把握し、起立するよう指導を行うため				
対象となる個人の類型	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員				
本人以外から収集する個人情報の項目名	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員の氏名、不起立であった事実を確認した日時、不起立であった事実の確認、校長による指導の経過				
本人以外から収集する場合の収集先	県立高校等の入学式、卒業式の場合において、校長、副校長、教頭、事務長ら管理職の中の一人又は複数人による目視により確認した事実を記録することによる収集				
<p>理由(本人以外から収集する必要性等)</p> <p>教職員が県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった事実は、公の場で、管理職が目視により確認した事実を記録することにより収集する情報であるほか、職務上の行動の適否に関する情報であるため、本人からの収集にはなじまないと考えられる。</p>					
<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>する <input type="checkbox"/>しない (しない理由)</p>					

平成 20 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

教育委員会における神奈川県個人情報保護条例第 6 条及び第 8 条に
定める個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 6 条及び第 8 条第 3 項第 7 号に基づき、平成 19 年 10 月 30 日付けで諮問のありました「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」（以下「本件事務」という。）に関する個人情報の取扱い（以下「本件諮問」という。）については、それぞれ次のとおり答申します。

1 条例第 6 条に基づく諮問について

この諮問事項は、県立高等学校等の教職員が、入学式及び卒業式における国歌斉唱時には職務として起立すべきものとする教育委員会の法的見解を前提として、同起立をしなかった教職員の氏名、不起立の事実及びその日時並びに校長による教職員への指導の経過という個人情報（以下「本件個人情報」という。）を、校長等の管理職が把握し報告書に記載する事務に関し、条例第 6 条ただし書に定める「思想、信条」に関する個人情報の例外的取扱いの必要性について審議し答申することを、当審議会に求めるものである。

その際に、本件諮問に先立つ神奈川県個人情報保護審査会の答申（平成 19 年 10 月 24 日付け答申第 73 号から第 89 号まで。以下「審査会答申」という。）において、本件個人情報は、「思想、信条」に該当する情報であって、その取扱いに当たっては、条例第 6 条ただし書に基づき、当審議会の意見を聴くことが相当であると結論されている。

ところで、条例第 6 条ただし書において、思想信条情報を例外的に取り扱う事務の必要性について、当審議会が審議し了承することが予定されているのは、当該思想信条情報の取扱い自体は合憲であると容易に判断される場合や、その違憲性の疑いがさほど強くない場合であると解される。

ところが、本件個人情報が「思想、信条」に該当するものであるゆえんは、審査会答申において、国旗及び国歌に関する一定の思想信条を発露した行動情報であること、と判断されている。

そこで、本件個人情報の取扱いは、その当否が日本国憲法第 19 条に定める「思想及

び良心の自由」の保障と深く関係しており、思想信条情報としての例外的取扱いが、教職員個々人の「思想及び良心の自由」の憲法的保障といかなる関係に立つかについては、事の性質上、当審議会の委員間において当該人権問題の考え方が多様に存し得るところである。

この点、本件諮問に際し、教育委員会としては、本件個人情報の取扱いも公務員の職務・服務に関するそれとして、「思想及び良心の自由」の人権保障とは両立するという法的見解のようであるが、そうした見解に立つ本件諮問について、当審議会の審議が全会一致ないし多数決によってこれを是とする答申に至ることは、すでに会議において十分に表明された諸委員の発言内容に照らすとき、不可能であると考えられる。そうしたところに、本件の思想信条情報の取扱いが、憲法上の人権に深くかかわる特殊性が表れていると考えられるのであって、現にそうした憲法上の人権問題は、別途、訴訟上の争点ともなっているところである。

かくして、当審議会としては、条例第6条ただし書に基づいて、思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行うことはなし難い。

もっとも、条例第6条ただし書では元来、実施機関は「審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱う」と定めているので、上記のような理由により諮問内容を不適とする本答申を踏まえて、最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上ゆだねられているところと解される。この場合に、実施機関としては、すでに前記審査会の答申内容は当審議会への本件諮問によって履行しているものと考えられよう。

2 条例第8条第3項第7号に基づく諮問について

この諮問事項は、実施機関が個人情報をも本人以外から収集することについて、当審議会の意見を聴くという例外的手続に関するものである。

そこで、本件における標記諮問事項は、上記1の諮問事項に関する当審議会の答申内容を踏まえて、実施機関である教育委員会が、いかなる職権措置を採るかの仮定にかかわるところであり、当審議会として、本答申においてその適・不適の判断を示すことは難しいが、本件にとって独立した諮問事項には当たらないであろう。

(14) 条例第6条に基づく取扱いの制限及び条例第8条に基づく本人外収集の制限

平成20年3月17日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県警察本部長

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第6条に定める取扱制限事項に係る個人情報の取扱い並びに同条例第8条に定める本人外収集について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例（平成17年神奈川県条例第81号）第6条及び第8条第3項第7号の規定に基づき、別添事案について御審議いただきたく諮問いたします。

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個 別	※案件番号	1 3
所 管 室 課 所 名	監察官室、各所属			
主 管 室 課 名	監察官室			
事 務 の 名 称	内部通報処理事務			
事務の根拠法令等	公益通報者保護法、神奈川県警察内部通報処理要綱			
事務の目的	職員等からの法令違反に関する内部通報を適切に処理することにより、内部通報をした者の保護を図り、神奈川県警察の法令遵守を推進するため。			
対象となる個人の類型	通報対象者及びその通報事案に係る関係者			
取り扱う個人情報	1 思想、信条 （通報対象者及びその通報事案に係る関係者の思想、信条） 2 宗教 （通報対象者及びその通報事案に係る関係者が信仰する宗教名） 3 人種及び民族 （通報対象者及びその通報事案に係る関係者の人種及び民族） 4 犯罪歴 （通報対象者及びその通報事案に係る関係者の犯罪歴） 5 社会的差別の原因となる社会的身分 （ ）			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等） 職員等から、内部通報を受けた場合、その通報事案に係る事実等を明らかにし、これを公正かつ適切に処理する必要があることから、通報の内容によっては、その通報事案に係る関係者から任意で事情聴取等を行うにあたり、事実関係を確認し内部通報を処理するのに必要な範囲で、通報対象者及びその通報事案に係る関係者の思想及び信条等の取扱制限事項に関する個人情報を取り扱う場合がある。				

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区 分	個 別	※案件番号	1 5
所 管 室 課 所 名	監察官室、各所属				
主 管 室 課 名	監察官室				
事 務 の 名 称	内部通報処理事務				
事務の根拠法令等	公益通報者保護法、神奈川県警察内部通報処理要綱				
事務の目的	職員等からの法令違反に関する内部通報を適切に処理することにより、内部通報をした者の保護を図り、神奈川県警察の法令遵守を推進するため。				
対象となる個人の類型	通報対象者及びその通報事案に係る関係者				
本人以外から収集する個人情報の項目名	通報事案に係る事実等を明らかにするための調査を実施する上で最低限必要となる者の個人情報				
本人以外から収集する場合の収集先	通報対象者及びその通報事案に係る関係者				
理由（本人以外から収集する必要性等） 職員等から内部通報を受けた場合、通報対象者及びその通報事案に係る関係者から任意で事情聴取等の調査を実施するにあたり、その事実を確認し適切な措置を講じるためには、通報対象者及びその通報事案に係る関係者の個人情報を本人以外から収集することがある。					
条例第8条第5項の規定による本人通知 <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない （しない理由）通報対象者及びその通報事案に係る関係者の個人情報を本人以外から収集したことを、当該本人に通知すると、情報提供したことを他に知られたくないことから情報を提供しなくなり、その通報事案に係る情報の収集が困難になるおそれがあると共に、事実の隠ぺいを図る等、その通報事案に係る事実確認に関する調査に支障を及ぼすおそれがあることから内部通報処理事務の円滑な実施を困難にするため、本人通知を省略する。（類型1に該当）					

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	個別	※案件番号	16
所管室課所名	監察官室、各所属			
主管室課名	監察官室			
事務の名称	内部通報処理事務			
事務の根拠法令等	公益通報者保護法、神奈川県警察内部通報処理要綱			
事務の目的	職員等からの法令違反に関する内部通報を適切に処理することにより、内部通報をした者の保護を図り、神奈川県警察の法令遵守を推進するため。			
対象となる個人の類型	通報者及び通報者に係る関係者			
本人以外から収集する個人情報の項目名	通報者に対する保護措置として、追跡調査を実施する上で最低限必要となる職員の個人情報			
本人以外から収集する場合の収集先	通報者及び通報者に係る関係者			
理由（本人以外から収集する必要性等） 通報者に対して、不利益な取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないかを任意で事情聴取等追跡調査を実施するにあたり、その事実を確認し適切な措置を講じるためには、通報者から通報者以外の個人情報を収集することや、場合によっては、通報者に係る関係者から関係者以外の個人情報を収集することがある。				
<p>条例第8条第5項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない</p> <p>（しない理由）次の場合、内部通報者の保護を図ることができず、内部通報処理事務の円滑な実施を困難にするため、本人通知を省略する。（類型1に該当）</p> <p>① 通報者に係る関係者から通報者等の個人情報を収集したことを、通報者等本人に通知すると、情報提供したことを他に知られたくない関係者は情報を提供しなくなり、通報者に対する不利益な取扱い等に関する情報の収集が困難になるおそれがある場合</p> <p>② 通報者に係る関係者の個人情報を本人以外から収集したことを、関係者本人に通知すると、事実の隠ぺいを図る等、通報者に対する不利益な取扱い等に関する調査に支障を及ぼすおそれがある場合</p>				

平成20年3月26日

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、平成20年3月17日付けをもって諮問のありました「内部通報処理事務」に係る個人情報の取扱いの制限については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により取り扱う個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 3 本事務に係る個人情報の取扱いにより、不当な差別を行わないなど、基本的人権に配慮した対応を行うこと。
- 4 本事務に係る個人情報の取扱いにおいて、慎重な取扱いを要すると判断した場合は、審議会に報告を行うなどの対応を心掛けること。

平成20年3月26日

神奈川県警察本部長 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第7号の規定に基づき、平成20年3月17日付けをもって諮問のありました「内部通報処理事務」に係る個人情報の本人外収集については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務により収集する個人情報は、本事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- 2 本事務に係る個人情報の厳正な管理に万全を期すること。
- 3 本事務により条例第6条で定める取扱いの制限に係る個人情報を収集する場合は、その取扱いの必要性及び収集する個人情報の範囲について、慎重に検討した上で行うこと。

(15) 条例第10条に基づくオンライン結合による提供の制限

修第3号

平成20年3月14日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県教育委員会

委員長 平出彦仁

神奈川県教育委員会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区 分	個別	※案件番号	1 1
所 管 室 課 所 名	横浜修悠館高等学校			
主 管 室 課 名	横浜修悠館高等学校			
事 務 の 名 称	横浜修悠館高校 通信制高校運営総合情報システム事務			
事 務 の 目 的	通信制新タイプ高校である横浜修悠館高等学校において、生徒の学習意欲を高め継続させるために、生徒がIT環境を活用して、学校で管理している自己の学習進捗状況等を把握・確認できる仕組みを提供する。			
オ ン ラ イ ン 結 合 の 内 容	<p>横浜修悠館高校が使用するサーバと当該高校の生徒が使用する端末を、インターネットを介してオンライン結合することにより、当該生徒等の履修状況、教員からの添削結果などの学習状況、自学自習向けに学校が独自に作成したIT教材等を随時入手できるようにする。</p> <p>なお、保護者が生徒の履修状況等を確認したい場合は、生徒の同意のもと、生徒とともに確認するよう案内する。</p> <p>また、横浜修悠館高校が使用するサーバと当該高校の生徒又は保護者が使用する端末を、インターネットを介してオンライン結合することにより、当該生徒又は保護者が教員との相談日時等を随時調整できるようにする。</p>			
対 象 と な る 個 人 の 類 型	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜修悠館高等学校の生徒、保護者、教員 ・資料に引用された者、実技者等のIT教材に登場する者 			
提 供 す る 個 人 情 報 の 項 目 名	別表のとおり			
提 供 の 相 手 先	横浜修悠館高等学校生徒及び保護者			

別表

	履修状況関係	学習状況関係	個別相談関係
個人情報の項目名	<p>①個別学習進度表</p> <p>生徒証番号、クラス、クラス連番、生徒氏名、表示成績の確定状況、教科の必履修の状況、特別活動出席時数(※)、修得単位数計、履修講座に関する情報(講座名、当該講座の既修得単位数・当該講座の履修開始年度・当該講座の修得年度・当該講座の必須報告課題数・当該講座の報告課題の提出日及び合格状況)</p>	<p>②レポート状況</p> <p>生徒証番号、生徒氏名、講座コード、講座名、レポート名称、教科・科目名、提出日時、教職員確認日時、状況(要再提出、合格、添削待ちの別)、添削結果</p> <p>③視聴報告</p> <p>生徒氏名、講座コード、講座名、クラス、クラス連番、必要面接指導時数、視聴代替の認定数、コンテンツ名、提出日、状況(認定済、不認定、認定待ち、回数超過の別)、視聴報告内容</p> <p>④IT教材</p> <p>IT教材に登場する者に関する動画、静止画、声、人物紹介などの情報</p>	<p>⑤個別相談</p> <p>生徒氏名、保護者氏名、スレッドNo、標題、宛先人氏名(生徒、保護者又は教員の氏名)、更新年月日、書き込み内容、返信内容</p>

※特別活動出席時数：卒業までに30時間以上の特別活動への参加が卒業の要件となっていることから、その参加状況を把握するための項目である。

平成20年3月26日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁

教育委員会の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見
について（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、平成20年3月14日付け修第3号をもって諮問のありました「横浜修悠館高校 通信制高校運営総合情報システム事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事務に係るIT教材による個人情報の提供は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。
- 2 本事務に係る個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。
- 3 本事務に係るオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くこと。

(16) 条例第48条の事業者の業務登録及び第51条の登録事項の変更の申請

情 公 第 6 号
平成19年5月9日

神奈川県個人情報保護審議会会長
兼 子 仁 様

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文

個人情報取扱業務の登録等について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第48条第3項及び第51条第2項の規定に基づき、別紙案件表に係る個人情報取扱業務の登録及び登録変更について御審議していただきたく諮問します。

個 情 審 議 第 2 2 8 号
平成19年5月14日

神奈川県知事
松 沢 成 文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

個人情報取扱業務の登録等について（答申）

平成19年5月9日付け情公第6号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録及び登録事項の変更について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録及び変更を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」を周知するなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。

※ 上記とほぼ同様の諮問及び答申が、19年度中、上記以外に5回行なわれています。